

独立行政法人国立大学財務・経営センター業務方法書

平成16年4月2日

平成27年4月1日

文部科学大臣認可

目次

第1章 総則（第1条－第2条）

第2章 センターの行う業務（第3条－第13条）

第3章 契約方法、業務委託等（第14条－第15条）

第4章 役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（第16条－第31条）

第5章 その他（第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成15年法律第115号。以下「センター法」という。）第3条に規定する目的を達成するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正かつ確実な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 センターは、センター法第13条に規定する業務を行うことにより、国立大学、大学共同利用機関、国立高等専門学校における教育研究の振興に資するという公共的重要性にかんがみ、関係機関と連携を図り、業務の公正かつ能率的、効果的な運営を期するものとする。

第2章 センターの行う業務

（財産活用に関する協力・助言）

第3条 センターは、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）、大学共同利用機関法人（同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）及び独立行政法人国立高等

専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の財産の適切な管理に資するため、的確な情報提供を行うとともに、国立大学法人等関係者を対象に、研究協議会を開催し、協力・助言を行う。また、国立大学法人等の求めに応じ、委託を受けて財産処分関連業務を行う。

（施設費貸付）

第4条 センターは、長期借入金等を財源として、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、その教育研究環境の整備充実に必要な資金を文部科学大臣の定めるところにより貸し付ける。

2 センターの貸し付けることができる資金は、国立大学法人及び大学共同利用機関法人が、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金とする。

3 前2項に定めるもののほか、施設費貸付事業に関し必要な事項については、別に定める。

（施設費交付）

第5条 センターは、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等を財源として、国立大学法人等に対し、その教育研究環境の整備充実に必要な資金を文部科学大臣の定めるところにより交付する。

2 センターの交付することができる資金は、国立大学法人等が、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金とする。

3 前2項に定めるもののほか、施設費交付事業に関し必要な事項については、別に定める。

（奨学寄附金の受入等）

第6条 センターは、国立大学法人等における奨学を目的とする寄附金のうち、特定の国立大学法人等に係るもの以外のものの受入れを行い、寄附目的に則して配分する。

2 前項の配分に際しては、公正性、透明性を確保するための体制を整備し実施する。

（高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査研究）

第7条 センターは、国立大学法人等の財務・経営の改善に資するため、国内外における大学の事例等を参考にしつつ、高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査研究を行う。

（研修及びセミナー）

第8条 センターは、国立大学法人等の役員及び職員に対し、国立大学法人等における財務・経営の改善に資するための研修及びセミナーを企画し実施する。

（情報提供・助言）

第9条 センターは、国立大学法人等の財務・経営の改善に資するため、国立大学法人等

関係者に対し調査研究で得られた成果について、電子的な発信、報告書の出版等により情報提供を行うとともに、専門的助言を行う。

(政府からの出資財産に付された条件に基づく、国立大学法人等からの納付金の徴収)

第10条 センターは、国立大学法人法第7条第4項及び独立行政法人国立高等専門学校機構法第5条第4項の規定により付された条件に基づき、国立大学法人等から納付された金銭を徴収し、翌年度以降の施設費交付事業の財源に充てる。

(旧国立学校特別会計の財政融資資金からの負債に係る金銭の徴収)

第11条 センターは、センター法附則第8条第1項第2号の規定により承継された債務について、同附則第11条第1項第1号に規定する当該債務の償還及び当該債務に係る利子の支払い（以下「償還等」という。）のため、文部科学大臣が定めるところにより国立大学法人から納付される金銭を徴収する。

(承継債務償還)

第12条 センターは、前条の規定により徴収した金銭を取りまとめ、財政融資資金への償還等を行う。

(旧特定学校財産の管理及び処分)

第13条 センターは、センター法附則第11条第1項第2号の規定により、国から承継された旧特定学校財産の管理及び処分を行う。

第3章 契約方法、業務委託等

(競争入札その他契約)

第14条 センターは、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、予定価格が少額である場合等別規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

(業務の委託・受託)

第15条 センターは、センター以外の者に委託することが自ら実施する場合よりも経済性等において有利であり、かつ、優れた成果を得ることができると認められる業務をセンター以外の者に委託することができる。

2 センターは、財産処分関連業務、その他国立大学法人の財務・経営の改善に資する業務を受託することができる。

第4章 役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

（内部統制に関する基本方針）

第16条 センターは、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、センター法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

（運営に関する基本的事項）

第17条 センターは、センターの運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。

2 センターは、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

（役員会の設置及び役員の分掌に関する事項）

第18条 センターは、役員会の設置及び役員の分掌に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- 一 理事長を頂点とした意思決定ルール of 明確化
- 二 理事長の意思決定を補佐する役員会の設置
- 三 役員の事務分掌明示による責任の明確化

（中期計画等の策定及び評価に関する事項）

第19条 センターは、中期計画等の策定及び評価に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- 一 中期計画等の策定過程の整備
- 二 中期計画等の進捗管理体制の整備
- 三 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備
- 四 中期計画等の進捗状況のモニタリング
- 五 業務部門ごとの業務手順の作成
- 六 評価活動の適切な運営に関する以下の事項
 - イ 業務手順に沿った運営の確保
 - ロ 業務手順に沿わない業務執行の把握
 - ハ 恣意的とならない業務実績評価
- 七 上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成

（コンプライアンス内部統制の推進に関する事項）

第20条 センターは、コンプライアンス内部統制の推進に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- 一 役員を構成員とする内部統制委員会の設置

- 二 内部統制を担当する役員の決定
- 三 コンプライアンス内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定
- 四 内部統制を担当する役員、コンプライアンス内部統制推進部門及び推進責任者間における報告会の実施
- 五 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- 六 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- 七 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- 八 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- 九 センターにおけるコンプライアンスに関する研修会の実施
- 十 コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- 十一 反社会的勢力への対応方針等

(リスク評価と対応に関する事項)

第21条 センターは、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- 一 リスク管理委員会の設置
- 二 業務部門ごとの業務フロー図の作成
- 三 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- 四 把握したリスクに関する評価
- 五 リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制
- 六 保有施設の点検及び必要な補修等
- 七 事故・災害等の緊急時に関する事項
 - イ 防災業務計画及び事業継続計画（BCP）の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - ロ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
 - ハ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

(情報システムの整備と利用に関する事項)

第22条 センターは、情報システムの整備及び利用に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

- 一 情報システムの整備に関する事項
 - イ 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
 - ロ 理事長の指示、センターのミッションが確実に役職員に伝達される仕組み
 - ハ 職員から役員に必要な情報が伝達される仕組み
- 二 情報システムの利用に関する事項
 - イ 業務システムを活用した効率的な業務運営
 - ロ 情報を利用可能な形式に整えて活用できる以下の事項
 - (1) センターが保有するデータの所在情報の明示

- (2) データへのアクセス権の設定
- (3) データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築
- (4) 機種依存形式で作成されたデータ等に関するAPI（アプリケーション・プログラミング・インターフェイス）の策定

（情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項）

第23条 センターは、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

一 情報セキュリティの確保に関する事項

- イ 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保
- ロ 情報漏えいの防止

二 個人情報保護に関する事項

- イ 個人情報保護に係る点検活動の実施
- ロ 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守

（監事及び監事監査に関する事項）

第24条 センターは、監事及び監事監査に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

一 監事に関する事項

- イ 監事監査規程の整備に対する監事の関与
- ロ 理事長と常時意思疎通を確保する体制
- ハ 補助者の独立性に関すること
- ニ 組織規程における権限の明確化
- ホ 監事・会計監査人と理事長との会合の定期的な実施

二 監事監査に関する事項

- イ 監事監査規程に基づく監査への協力
- ロ 補助者への協力
- ハ 監査結果に対する改善状況の報告
- ニ 監査報告の主務大臣及び理事長への報告提出

三 監事によるモニタリングに必要な以下の事項

- イ 監事の役員会等重要な会議への出席
- ロ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み
- ハ センターの財産の状況を調査できる仕組み
- ニ 監事と会計監査人との連携
- ホ 監事と内部監査担当部門との連携
- ヘ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
- ト 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

(内部監査に関する事項)

第25条 センターは、内部監査担当室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報及び外部通報に関する事項)

第26条 センターは、内部通報及び外部通報に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- 一 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- 二 内部通報者及び外部通報者の保護
- 三 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する理事や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(入札及び契約に関する事項)

第27条 センターは、入札及び契約に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- 一 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置
- 二 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
- 三 談合情報がある場合の緊急対応
- 四 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立

(予算の適正な配分に関する事項)

第28条 センターは、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に適切に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第29条 センターは、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、センターの意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のWeb等での公開に関する規程を整備するものとする。

(職員の人事及び懲戒に関する事項)

第30条 センターは、職員（非常勤職員等を含む）の人事管理方針に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- 一 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
- 二 職員の懲戒基準
- 三 長期在籍者の存在把握

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

第31条 センターは、役員及び会計監査人の通則法第25条の2第1項の損害賠償につ

いて、同条第4項に定める要件に該当する場合には、主務大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 その他

(業務細則の作成)

第32条 この業務方法書に定めるものの他、センターの業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可があった日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この業務方法書は、平成27年4月1日から施行する。